

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第三号様式



【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.1

【根拠条文】 法第27条の26第2項に基づく報告書

【提出先】 関東 財務(支)局長

【氏名又は名称】 東京青山・青木法律事務所  
ベーカー&マッケンジー外国法事務所  
(外国法共同事業)  
弁護士 小野 雄作

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区永田町2丁目13番10号

【報告義務発生日】 平成17年12月31日

【提出日】 平成18年1月13日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 10名

【提出形態】 連名

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	マブチモーター株式会社
会社コード	6592
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証1部
本店所在地	千葉県松戸市松飛台430番地

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	テンプレトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド (Templeton Global Advisors Limited)
住所又は本店所在地	バハマ連邦、ナッソー、ライフオード・ケイ、BOX N-7759
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1992年7月17日
代表者氏名	グレゴリー・イー・マクゴワン
代表者役職	執行副社長、秘書役
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 山本直道
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			92,991
新株引受権証書(株)	A	--	G
新株予約権証券(株)	B	--	H
新株引受権付社債券(株)	C	--	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 92,991
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		

保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q	92,991
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成17年12月31日現在）	S	47,075,881
上記提出者の 株券等保有割合（%） (Q/(R+S)×100)		0.20%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		0.11%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。
-------

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第三号様式

【表紙】

【提出書類】	変更報告書No.1
【根拠条文】	法第27条の26第2項に基づく報告書
【提出先】	関東 財務（支）局長
【氏名又は名称】	東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 （外国法共同事業） 弁護士 小野 雄 作
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区永田町2丁目13番10号
【報告義務発生日】	平成17年12月31日
【提出日】	平成18年1月13日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	10名
【提出形態】	連名

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	マブチモーター株式会社
会社コード	6592
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証1部
本店所在地	千葉県松戸市松飛台430番地

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	テンプレトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー (Templeton Investment Counsel, LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 33394、フロリダ州、フォート・ローダデイル、スウィート2100、イースト・ブロード・ブルヴァール500
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地	
------------	--

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1979年10月24日
代表者氏名	ギャリー・ピー・モティール
代表者役職	社長
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 山本直道
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			3,091,099
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	0 3,091,099

信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P	
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q	3,091,099
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成17年12月31日現在）	S	47,075,881
上記提出者の 株券等保有割合（%） (Q/(R+S)×100)		6.57%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		6.22%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。
-------

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第三号様式

【表紙】

【提出書類】

変更報告書No. 1

【根拠条文】

法第 27 条の 26 第 2 項に基づく報告書

【提出先】

関東 財務（支）局長

【氏名又は名称】

東京青山・青木法律事務所  
ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所  
(外国法共同事業)  
弁護士 小野 雄 作

【住所又は本店所在地】

東京都千代田区永田町 2 丁目 1 3 番 1 0 号

【報告義務発生日】

平成 1 7 年 1 2 月 3 1 日

【提出日】

平成 1 8 年 1 月 1 3 日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】

1 0 名

【提出形態】

連名

第 1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】

発行会社の名称	マブチモーター株式会社
会社コード	6 5 9 2
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証 1 部
本店所在地	千葉県松戸市松飛台 4 3 0 番地

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／ 3】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	フランクリン・テンプレトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Franklin Templeton Investment Management Limited)
住所又は本店所在地	英国 EH3 8BH、スコットランド、エディンバラ、モリソン・ストリート 5
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地	
------------	--

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1985年4月3日
代表者氏名	サラ・エイ・マッキントッシュ
代表者役職	法律・財務担当重役
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 山本直道
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			329,580
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 329,580



信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P	
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q	329,580
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成17年12月31日現在）	S	47,075,881
上記提出者の 株券等保有割合（%） (Q/(R+S)×100)		0.70%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		0.43%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。
-------

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第三号様式

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No. 1

【根拠条文】 法第 27 条の 26 第 2 項に基づく報告書

【提出先】 関東 財務（支）局長

【氏名又は名称】 東京青山・青木法律事務所  
ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所  
（外国法共同事業）  
弁護士 小 野 雄 作

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区永田町 2 丁目 1 3 番 1 0 号

【報告義務発生日】 平成 1 7 年 1 2 月 3 1 日

【提出日】 平成 1 8 年 1 月 1 3 日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1 0 名

【提出形態】 連名

第 1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】

発行会社の名称	マブチモーター株式会社
会社コード	6 5 9 2
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証 1 部
本店所在地	千葉県松戸市松飛台 4 3 0 番地

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／ 4】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ・コープ (Franklin Templeton Investments Corp.)
住所又は本店所在地	カナダ M5C 3B8、オンタリオ州、トロント、スイート 2101、アデレード ストリート イースト 1
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地	
------------	--

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1982年10月1日
代表者氏名	ギャリー・アール・ノートン
代表者役職	上級副社長
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 山本直道
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。
---

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			208,700
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 208,700

信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P	
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q	208,700
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成17年12月31日現在）	S	47,075,881
上記提出者の 株券等保有割合（%） (Q/(R+S)×100)		0.44%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		0.03%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。
-------

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第三号様式

【表紙】

【提出書類】	変更報告書No. 1
【根拠条文】	法第 27 条の 26 第 2 項に基づく報告書
【提出先】	関東 財務（支）局長
【氏名又は名称】	東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 （外国法共同事業） 弁護士 小 野 雄 作
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区永田町2丁目13番10号
【報告義務発生日】	平成17年12月31日
【提出日】	平成18年1月13日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	10名
【提出形態】	連名

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	マブチモーター株式会社
会社コード	6592
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証1部
本店所在地	千葉県松戸市松飛台430番地

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／5】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	テンブルトン・アセット・マネジメント・リミテッド (Templeton Asset Management Ltd.)
住所又は本店所在地	シンガポール共和国 038987、サンテック・タワー・ワン#38-03、テマセ ク・ブルヴァール7
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地	
------------	--

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1992年9月28日
代表者氏名	グレゴリー・イー・マクゴワン
代表者役職	取締役
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 山本直道
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			11,700
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 11,700

信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P	
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q	11,700
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成17年6月30日現在）	S	47,075,881
上記提出者の 株券等保有割合（%） (Q/(R+S)×100)		0.02%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		0.02%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。
-------

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第三号様式

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.1
【根拠条文】	法第27条の26第2項に基づく報告書
【提出先】	関東 財務（支）局長
【氏名又は名称】	東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 （外国法共同事業） 弁護士 小野雄作
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区永田町2丁目13番10号
【報告義務発生日】	平成17年12月31日
【提出日】	平成18年1月13日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	10名
【提出形態】	連名

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	マブチモーター株式会社
会社コード	6592
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証1部
本店所在地	千葉県松戸市松飛台430番地

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／6】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ（アジア）リミテッド （Franklin Templeton Investments (Asia) Ltd.）
住所又は本店所在地	香港、セントラル、コノートロード8、ザ チャーターハウス 17階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	



②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1993年12月1日
代表者氏名	グレゴリー・イー・マクゴワン
代表者役職	取締役
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ペーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 山本直道
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			96,800
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	0 96,800
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		

保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q	96,800
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成 17 年 12 月 31 日現在）	S	47,075,881
上記提出者の 株券等保有割合（%） (Q/(R+S)×100)		0.21%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		0.14%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。
-------

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第三号様式

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No. 1

【根拠条文】 法第 27 条の 26 第 2 項に基づく報告書

【提出先】 関東 財務（支）局長

【氏名又は名称】 東京青山・青木法律事務所  
ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所  
（外国法共同事業）  
弁護士 小 野 雄 作

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区永田町2丁目13番10号

【報告義務発生日】 平成17年12月31日

【提出日】 平成18年1月13日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 10名

【提出形態】 連名

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	マブチモーター株式会社
会社コード	6592
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証1部
本店所在地	千葉県松戸市松飛台430番地

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／7】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	フィデュシャリー・インターナショナル・インク (Fiduciary International, Inc.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 10020-2302、ニューヨーク州、ニューヨーク、フィフ ス・アベニュー600 4階
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地	
------------	--

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1930年8月27日
代表者氏名	ジェームズ・シー・グッドフェロー
代表者役職	社長
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 山本直道
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			300
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	0 300

信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P	
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q	300
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成 17 年 12 月 31 日現在）	S	47,075,881
上記提出者の 株券等保有割合（%） (Q/(R+S)×100)		0.00%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		0.00%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第三号様式

【表紙】

【提出書類】

変更報告書No.1

【根拠条文】

法第27条の26第2項に基づく報告書

【提出先】

関東 財務（支）局長

【氏名又は名称】

東京青山・青木法律事務所  
ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所  
(外国法共同事業)

弁護士 小野 雄 作

【住所又は本店所在地】

東京都千代田区永田町2丁目13番10号

【報告義務発生日】

平成17年12月31日

【提出日】

平成18年1月13日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】

10名

【提出形態】

連名

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	マブチモーター株式会社
会社コード	6592
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証1部
本店所在地	千葉県松戸市松飛台430番地

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／8】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	フランクリン・テンプレトン・オルタネイティブ・ストラテジーズ・インク (Franklin Templeton Alternative Strategies, Inc.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 33394、フロリダ州、フォート・ローダデイル、スウィート 2100、イースト・ブロード・ブルヴァール 500
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地	
------------	--

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2003年2月26日
代表者氏名	グレゴリー・イー・マクゴーワン
代表者役職	副社長
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 山本直道
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			4,200
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	0 4,200

信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P	
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q	4,200
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成17年12月31日現在）	S	47,075,881
上記提出者の 株券等保有割合（%） (Q/(R+S)×100)		0.01%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		0.01%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。
-------

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし



株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第三号様式

【表紙】

【提出書類】

変更報告書No. 1

【根拠条文】

法第 27 条の 26 第 2 項に基づく報告書

【提出先】

関東 財務（支）局長

【氏名又は名称】

東京青山・青木法律事務所  
ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所  
(外国法共同事業)  
弁護士 小 野 雄 作

【住所又は本店所在地】

東京都千代田区永田町 2 丁目 1 3 番 1 0 号

【報告義務発生日】

平成 1 7 年 1 2 月 3 1 日

【提出日】

平成 1 8 年 1 月 1 3 日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】

1 0 名

【提出形態】

連名

第 1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】

発行会社の名称	マブチモーター株式会社
会社コード	6 5 9 2
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証 1 部
本店所在地	千葉県松戸市松飛台 4 3 0 番地

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／9】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	フランクリン・アドバイザーズ・インク (Franklin Advisors, Inc.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 94403-1906、カリフォルニア州、サン・マテオ、ワン・ フランクリン・パークウェイ
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地	
------------	--

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1985年10月29日
代表者氏名	バーバラ・ジェイ・グリーン
代表者役職	秘書役
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 山本直道
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			2,200
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	0 2,200

信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P	
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q	2,200
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成17年12月31日現在）	S	47,075,881
上記提出者の 株券等保有割合（%） (Q/(R+S)×100)		0.00%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		—

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第三号様式

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.1
【根拠条文】	法第27条の26第2項に基づく報告書
【提出先】	関東 財務(支)局長
【氏名又は名称】	東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 小野 雄 作
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区永田町2丁目13番10号
【報告義務発生日】	平成17年12月31日
【提出日】	平成18年1月13日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	10名
【提出形態】	連名

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	マブチモーター株式会社
会社コード	6592
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証1部
本店所在地	千葉県松戸市松飛台430番地

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 10】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ・オーストラリア・リミテッド (Franklin Templeton Investments Australia Limited)
住所又は本店所在地	オーストラリア連邦、ヴィクトリア州 3000、メルボルン、コリンズ・ス

	トリート 360、25 階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2001年2月28日
代表者氏名	グレゴリー・イー・マクゴーワン
代表者役職	取締役
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 山本直道
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			10,200
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K

対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	0 10,200
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		10,200
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年12月31日現在)	S	47,075,881
上記提出者の 株券等保有割合(%) ( $Q/(R+S) \times 100$ )		0.02%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		—

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。
-------

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) テンプルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド  
(Templeton Global Advisors Limited)
- (2) テンプルトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー  
(Templeton Investment Counsel, LLC)
- (3) フランクリン・テンブルトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド  
(Franklin Templeton Investment Management Limited)
- (4) フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ・コープ  
(Franklin Templeton Investments Corp.)
- (5) テンプルトン・アセット・マネジメント・リミテッド  
(Templeton Asset Management Ltd.)
- (6) フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ (アジア) リミテッド  
(Franklin Templeton Investments (Asia) Ltd.)
- (7) フィデューシャリー・インターナショナル・インク  
(Fiduciary International, Inc.)
- (8) フランクリン・テンブルトン・オルタネイティブ・ストラテジーズ・インク  
(Franklin Templeton Alternative Strategies, Inc.)
- (9) フランクリン・アドバイザーズ・インク  
(Franklin Advisors, Inc.)
- (10) フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ・オーストラリア・リミテッド  
(Franklin Templeton Investments Australia Limited)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			3,847,770
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	0 3,847,770

信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P	
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	3,847,770
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17 年 12 月 31 日現在)	S	47,075,881
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)		8.17%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		6.95%

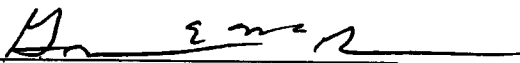


**POWER OF ATTORNEY**

Templeton Global Advisors Limited (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 12<sup>th</sup> day of January 2005.

Templeton Global Advisors Limited

  
\_\_\_\_\_  
Gregory E. McGowan  
Executive Vice President and Secretary

<訳文>

## 委 任 状

テンプレートン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2005年1月12日日本委任状に適式に署名する。

テンプレートン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド

(署 名)

\_\_\_\_\_  
グレゴリー・イー・マクゴーン

執行副社長、秘書役

上記正訳しました

弁護士 小 野 雄 作

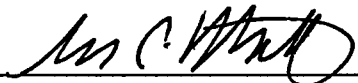


**POWER OF ATTORNEY**

Templeton Investment Counsel, LLC (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 1<sup>st</sup> day of February 2005

Templeton Investment Counsel, LLC

By: 

Name: Gary P. Motyl

Title: President

<訳文>

## 委 任 状

テンプレートン・インベストメント・カウンスル・エルエルシー（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2005年2月1日日本委任状に適式に署名する。

テンプレートン・インベストメント・カウンスル・エルエルシー

\_\_\_\_\_  
(署 名)

ギャリー・ピー・モティール  
社長

上記正訳しました  
弁護士 小野雄作



**POWER OF ATTORNEY**

Franklin Templeton Investment Management Limited (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 12<sup>th</sup> day of January 2005.

Franklin Templeton Investment Management  
Limited

By: \_\_\_\_\_

Martin L. Flanagan

Director

<訳文>

## 委 任 状

フランクリン・テンプルトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2005年1月12日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・テンプルトン・インベストメント・  
マネジメント・リミテッド

\_\_\_\_\_  
(署 名)

マーティン・エル・フラナガン

取締役

上記正訳しました

弁護士 小 野 雄 作



**POWER OF ATTORNEY**

Franklin Templeton Investments Corp. (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 12<sup>th</sup> day of January 2005.

Franklin Templeton Investments Corp.

By: 

Gary R. Norton  
Executive Vice President  
Investor & Dealer Services

<訳文>

## 委 任 状

フランクリン・templton・インベストメンツ・コープ（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2005年1月12日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・templton・インベストメンツ・コープ

\_\_\_\_\_  
(署 名)

ギャリー・アール・ノートン  
上級副社長

上記正訳しました  
弁護士 小野雄作






**POWER OF ATTORNEY**

Templeton Asset Management Ltd., (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 12<sup>th</sup> day of January 2005.

Templeton Asset Management Ltd.

By: 

Gregory E. McGowan

Director

<訳文>

## 委 任 状

テンプレトン・アセット・マネジメント・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2005年1月12日本委任状に適式に署名する。

テンプレトン・アセット・マネジメント・リミテッド

\_\_\_\_\_  
(署 名)

グレゴリー・イー・マクゴーン

取締役

上記正訳しました

弁護士 小野雄作

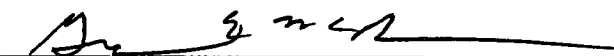


**POWER OF ATTORNEY**

Franklin Templeton Investments (Asia) Limited, (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 27<sup>th</sup> day of January 2005.

Franklin Templeton Investments (Asia) Ltd.

By: 

Gregory E. McGowan

Director

<訳文>

## 委 任 状

フランクリン・templton・インベストメンツ（アジア）リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2005年1月12日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・templton・インベストメンツ（アジア）リミテッド

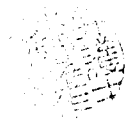
（署 名）

\_\_\_\_\_  
グレゴリー・イー・マクゴーン

取締役

上記正訳しました

弁護士 小 野 雄 作

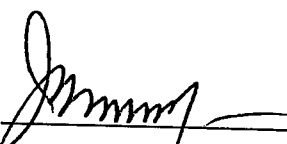


**POWER OF ATTORNEY**

Fiduciary International, Inc. (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 9 day of January 2005.

Fiduciary International, Inc.

By:   
Name: James C. Goodfellow  
Title: President

**NOTARIAL CERTIFICATE**

Subscribed and sworn to before me  
this 9 th day of January 2005,

  
\_\_\_\_\_  
Notary Public

STEPHEN M. PULSIFER  
Notary Public, State of New York  
No. 01PU4901786  
Qualified in Westchester County  
Commission Expires 7.6.2007

<訳文>

## 委 任 状

フィデュシャリー・インターナショナル・インク（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2005年1月9日日本委任状に適式に署名する。

フィデュシャリー・インターナショナル・インク

(署 名)

ジェームズ・シー・グッドフェロー  
社長

上記正訳しました  
弁護士 小 野 雄 作




**POWER OF ATTORNEY**

Franklin Templeton Alternative Strategies, Inc. (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 27<sup>th</sup> day of January 2005.

Franklin Templeton Alternative Strategies, Inc.

By: 

Gregory E. McGowan  
Vice President

<訳文>

## 委任状

フランクリン・templton・オルタネイティブ・ストラテジーズ・インク（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2005年1月12日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・templton・オルタネイティブ・ストラテジーズ・インク

\_\_\_\_\_  
(署名)

グレゴリー・イー・マクゴーワン

副社長

上記正訳しました

弁護士 小野雄作



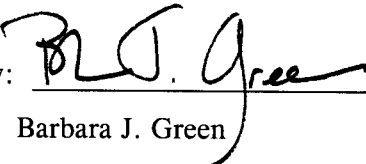


**POWER OF ATTORNEY**

Franklin Advisers, Inc. (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 3<sup>rd</sup> day of October 2005.

Franklin Advisers, Inc.

By:   
Barbara J. Green  
Secretary

<訳文>

## 委 任 状

フランクリン・アドバイザーズ・インク（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2005年10月3日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・アドバイザーズ・インク

(署 名)

バーバラ・ジェイ・グリーン

秘書役

上記正訳しました

弁護士 小野雄作




**POWER OF ATTORNEY**

Franklin Templeton Investments Australia Limited (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 2<sup>nd</sup> day of January 2005.

Franklin Templeton Investments Australia Limited

By: 

Gregory E. McGowan

Director

<訳文>

## 委 任 状

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ・オーストラリア・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- （1）日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- （2）その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2005年1月12日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ・  
オーストラリア・リミテッド

（署 名）

\_\_\_\_\_

グレゴリー・イー・マクゴーワン

取締役

上記正訳しました

弁護士 小 野 雄 作

